

千葉県報

定例
令和6年8月27日

主要目次

| | | |
|----|---------------------|---|
| 告示 | 千葉県公営企業の業務状況の公表 | — |
| 告示 | 土地改良区定款の変更認可（四件） | — |
| 告示 | 道路区域の変更（二件） | — |
| 公告 | 令和六年度砂利採取業務主任者試験の実施 | 二 |
| 公告 | 土地改良区清算人の退任 | 二 |
| 公告 | 土地改良区役員の退任 | 二 |
| 公告 | 特定漁港漁場整備事業計画の公表 | 二 |
| 告示 | 都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧 | 二 |

告示

千葉県告示第四百三十号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条の二第一項の規定により、千葉県公営企業の業務状況を別冊のとおり公表する。

令和六年八月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第四百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、千葉市南部土地改良区の定款の変更を令和六年八月十五日付けで認可した。

令和六年八月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第四百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市加茂土地改良区の定款の変更を令和六年八月二十一日付けで認可した。

令和六年八月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第四百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市加茂養老土地改良区の定款の変更を令和六年八月十五日付けで認可した。

令和六年八月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第四百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、袖ヶ浦市平川東部土地改良区の定款の変更を令和六年八月二十一日付けで認可した。

令和六年八月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第四百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び海匠土木事務所において、令和六年八月二十七日から三週間、縦覧に供する。

令和六年八月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 道路の種類 県道

二 路線名 銚子海上線

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

| 区間 | 変更の前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--------------------|--------|--|------------|
| 旭市見広字井戸坂七三八番 | 前 | 九・一〇メートルから | 三六四・三七メートル |
| 二地先から字川岸田六八二番一地先まで | 後 | 一五・一五メートルまで 九・九五メートルから 一九・四一メートルまで | 三六四・三七メートル |

千葉県告示第四百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び安房土木事務所において、令和六年八月二十七日から三週間、縦覧に供する。

令和六年八月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県知事 熊谷 俊人

一 道路の種類 県道

二 路線名 外野勝山線

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

| 区間 | 変更の前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|--------|----------------------------|------------|
| 安房郡鋸南町 上佐久間字向 田一、五二七 番八地先から 字和田口三、 〇六七番地先 まで | 前 | 四・七九メートルから 一九・四四メートルまで | 四九七・四五メートル |
| | 後 | 一三・七六メートルから 三〇・七五メートルまで | 四七七・〇四メートル |

公告

令和六年度砂利採取業務主任者試験の実施
砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、令和六年度
砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和六年八月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 試験日時

令和六年十一月八日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験場所

千葉市中央区要町一番一号 千葉市民会館

三 受験願書の受付期間等

受験願書の受付期間は令和六年十月四日（金曜日）から十七日（木曜日）まで（千葉
県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第一号）第一条に規定する県の休日を除
く。）とし、その受付時間は午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとす
る。

なお、郵送による場合は、令和六年十月十七日（木曜日）までの消印があるものに限り有効とする。

四 受験願書の提出先

千葉市中央区市場町一番一号 千葉県商工労働部産業振興課資源対策室（電話〇四三
（二三）二七三五）

土地改良区清算人の退任

購読料 本号（別冊を含む。） 一部 一四二円

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法
第十八条第十七項の規定により、清算法人八街市滝台土地改良区から次のとおり清算人の
退任の届出があった。

令和六年八月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

退任清算人

八街市滝台一、八五四番地二

鶴岡 清一

〃 〃 一、四七四番地一

田中 賢治

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、両総土
地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。

令和六年八月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

退任理事

茂原市高師七七〇番地

田中 豊彦

特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第十七条第一項
の規定により、片貝地区特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」は、省略し、片貝地区特定漁港漁場整備事業計画は、千葉県農林
水産部水産局漁港課及び銚子漁港事務所において縦覧に供する。

令和六年八月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和六年八月二十七日市原市の変更に係る市原都市計画生産緑地地区の関係図書の送付
があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第二十一条第二項において準用す
る同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦
覧に供する。

令和六年八月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県 購読申込先

〇四三（二三）二六五八